明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○食品表示基準の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一五）　一
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**五三）　三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**五四）　五
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**一七五）　三〇
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**環境**四）　三一
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**同**五）　三二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
日本放送協会放送受信規約の一部変更関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三七

府令

○内閣府令第十五号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄